

船舶事故等調査報告書

平成25年6月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第156号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年7月22日（日） 13時27分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市北木島西方沖 笠岡市所在の金風呂港東防波堤灯台から真方位229° 1.32海里付近 （概位 北緯34° 22.6′ 東経133° 30.4′）
事故等調査の経過	平成24年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 塩飽丸 ^{しわく} 、5トン未満 271-18280岡山、個人所有 B プレジャーボート おおせと、5トン未満 271-10596広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部船底外板に擦過傷 B 船外機カバーが損傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、笠岡市笠岡の定係地に帰航するため、約11ノットの対地速力で手動操舵によって北木島西方沖を北進した。 船長Aは、機関回転数毎分を約2,200としており、減速したことで船体が滑走状態とならず、舵輪の後方に立った状態では船首方が見えなかったが、発進の際、前方を一見して支障となる船を認めなかったため、船首方には支障となる他船はいないものと思い、左右に体を移動して船首方の死角を解消するなどの見張りを行わずに航行した。 船長Aは、北進を始めて約10分後、前方至近のB船に気付き、急いでクラッチレバー及びスロットルレバーを中立にして右舵一杯を取ったが、平成24年7月22日13時27分ごろA船の左舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、反転してB船に接近し、事後の対応を行うとともに、13時30分ごろ携帯電話で118番通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、12時00分ごろ、北木島西方沖にある犬ノ頭と呼ばれる干出岩南方の水深約13mの場所に四つ爪

	<p>錨を投下してロープを約50m伸ばし、錨泊して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、13時00分ごろ南西方を向いた船首に船尾方を向いて腰を掛けて昼食をとり始め、気配を感じて後ろを振り返ったところ、約50mに接近したA船を認め、A船がB船を避けると思っていたが、針路を変えずに約30mに接近したので、大声で叫んだが、A船とB船が衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	なし
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、北木島西方沖を北進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い込み、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、北木島西方沖を北進中、船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、前路で錨泊中のB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、船首死角が生じる場合は、船首死角を補う措置を講じ、他船を見落とさないこと。